

日置市都市公園運動施設 使用料

1 野球場

(単位：円)

運動施設名等			東市来運動公園 湯之元球場		伊集院総合 運動公園 野球場	吹上浜公園 野球場	摘要	
			本球場	補助球場				
使用区分			1時間につき					
			専用使用	使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュア児童・生徒	200		160
アスポートに使用する者	400	330			400	330		
その他の場合	1,000	820			1,000	820		
使用者が入場料を徴収する場合(これに準ずる場合を含む。以下同じ。)	アマチュア児童・生徒	800		660	800	660		
	アスポートに使用する者	1,600		1,320	1,600	1,320		
	その他の場合	4,000		3,300	4,000	3,300		
一部使用	児童・生徒		—	—	—	80	投球練習場を含む。	
	上記以外の者		—	—	—	160		
附属施設	照明施設	30分コイン		—	30分につき 520	—		—
		2基点灯		—	—	1,150		—
		4基点灯		—	—	2,250		—
		6基点灯		—	—	3,350		—
		全点灯		—	—	—	2,200	
		部分点灯		—	—	—	1,640	
附属施設	ピッチングマシン		1台	220	—	—	—	
	スコアボード		1式	1,100	—	1,100	—	
	冷暖房設備	本部席		330	—	220	—	
		審判控室		110	—	220	—	
		放送室		110	—	110	—	
放送施設		1式	1回につき 550	—	1回につき 550	1回につき 550	2日以上にわたって使用する場合は、1日につき1回とする。	

日置市都市公園運動施設 使用料

2 体育館

(単位：円)

使用区分			運動施設名等			吹上浜公園体育館			概要
						1時間につき			
						使用料	照明料	冷暖房料	
専用使用	使用者が 入場料を 徴収し ない 場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合	児童・生徒	690	1基につき80	全部使用	1階 2,200 2階 1,100 2分の1使用 1階 1,100 2階 550		
			上記以外の者	1,380					
		文化的催物に使用する場合(営 利又は宣伝を目的とするもの を除く。以下同じ。)							2,070
		その他の場合							2,760
	使用者が 入場料を 徴収す る 場合	アマチュアスポーツに使用する 場合							4,140
		文化的催物に使用する場合							6,210
その他の場合			8,280						
一部 使用	卓球	1台	児童・生徒	40			文化的催物と は、演劇会、 芸能発表会、 講演会、絵画 等の展示等を いう。		
			上記以外の者	90					
	バドミントン	1面	児童・生徒	70					
			上記以外の者	150					
	バレーボール	1面	児童・生徒	150					
			上記以外の者	310					
	バスケットボール	1面	児童・生徒	230					
			上記以外の者	470					
	フットサル	1面	児童・生徒	630					
			上記以外の者	1,270					
	テニス	1面	児童・生徒	150					
			上記以外の者	310					
	上記以外のもの	全面	児童・生徒	630					
			上記以外の者	1,270					
		半面	児童・生徒	310					
			上記以外の者	630					
	トレーニング室	1人	児童・生徒	50					
			上記以外の者	110					
	会議室				160				
	和室				160				
トレーニング室連続回数券 (1枚につき1時間)			児童・生徒	10枚綴り420					
			上記以外の者	10枚綴り840					
附属設備	使用区分		1回につき						
	放送施設	1式			220	2日以上にわ たって使用する 場合は、1 日につき1回 とする。			
	長机	1脚			50				
	椅子	1脚			10				
	テント	1張り			220				

日置市都市公園運動施設 使用料

3 屋内運動場

(単位：円)

使用区分		運動施設名等		伊集院総合運動公園		吹上浜公園		概要	
		伊集院ドーム		屋内多目的広場					
		1時間につき							
		使用料	照明料	使用料	照明料				
専用使用	使用者が 入場料を 徴収しな い場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合	児童・生徒	570	1基につ き20	330	550		
			上記以外の者	1,080		660			
		弓道に使用す る場合	児童・生徒	570		—	—		
			上記以外の者	1,080		—	—		
	その他の場合		2,160	—	1,100	550			
	使用者が 入場料を 徴収する 場合	アマチュアスポーツに使用する 場合		3,230	—	1,650	550		
		弓道に使用する 場合		3,230	—	—	—		
		その他の場合		6,470	—	3,300	550		
	一部使用	フットサ ル	1面	児童・生徒	230	—	—		野球で使用する 場合は、投球練習場 の使用料は、無料 とする。
				上記以外の者	490	—	—		
テニス		1面	児童・生徒	150	150	270			
			上記以外の者	330	330	—			
ゲートボ ール		1面	児童・生徒	110	110	270			
			上記以外の者	250	220	—			
野球			児童・生徒	470	—	—			
			上記以外の者	970	—	—			
投球練習 場		3人立ち	児童・生徒	330	—	—			
			上記以外の者	490	—	—			
陸上練習 場		全面	児童・生徒	270	—	—	陸上競技に使用す る場合に限る。		
			上記以外の者	550	—	—			
		1人につき	児童・生徒	20	—	—			
			上記以外の者	50	—	—			
上記以外 のもの		全面	児童・生徒	470	330	550			
			上記以外の者	970	660	—			
	半面	児童・生徒	230	150	270				
		上記以外の者	490	330	—				
ミーティングルーム・会議室		160	—	110	—				
ミーティングルームの冷暖房		110	—	—	—				
附属設備	ピッチングマシン	1台	220		—	2日以上にわたっ て使用する場合は、1日につき1 回とする。			
	放送施設	1式	1回につき	550	1回につき		550		

日置市都市公園運動施設 使用料

4 陸上競技場

(単位：円)

使用区分			運動施設名等		伊集院総合運動公園陸上競技場	吹上浜公園陸上競技場	摘要
			1時間につき				
専用使用	使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	児童・生徒	410	310		
			上記以外の者	820	620		
		その他の場合		2,050	1,550		
	使用者が入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	児童・生徒	1,230	930		
			上記以外の者	2,460	1,860		
		その他の場合		6,150	4,650		
一部使用	全面	児童・生徒	180	130	フィールド内の使用に限る。		
		上記以外の者	360	270			
	半面	児童・生徒	90	70			
		上記以外の者	180	130			
個人使用	1人につき	児童・生徒	1回につき30	1回につき20	陸上競技に使用する場合に限る。		
		上記以外の者	1回につき70	1回につき50			
	回数券(1枚につき1回)	児童・生徒	12枚綴り330	—			
		上記以外の者	12枚綴り770	—			
会議室				130	140	会議室のみの使用に限る。	
附属設備	放送施設	1式	1回につき 550	1回につき 550	2日以上にわたって使用する場合は、1日につき1回とする。		
	照明施設	1式	—	1,100			

5 テニスコート

(単位：円)

使用区分			運動施設名等		伊集院総合運動公園テニスコート		妙円寺中央公園テニスコート		吹上浜公園テニスコート	
			1時間につき		使用料	照明料	使用料	照明料	使用料	照明料
			使用料	照明料						
専用使用	使用者が入場料を徴収しない場合	児童・生徒	880	1,100	—	220	—	880	1,100	
		上記以外の者	1,760							440
	使用者が入場料を徴収する場合	児童・生徒	3,520	7,040	880	—	3,520	7,040		
		上記以外の者	7,040						220	220
一部使用	児童・生徒	1コートにつき	110	270	—	110	—	110	270	
	上記以外の者	1コートにつき	220							220

日置市都市公園運動施設 使用料

6 プール

(単位：円)

運動施設名等		伊集院総合運動公園プール	概要
使用区分		1回につき	
児童・生徒	1人につき	160	25人以上の者が団体で使用する場合の使用料の額は、左により算定した額に100分の80を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。
上記以外の者	1人につき	320	
ロッカー		10	

7 グラウンドゴルフ場

(単位：円)

運動施設名等		伊集院総合運動公園 グラウンドゴルフ場(8ホール)	吹上浜公園グラウンドゴルフ場 (8ホール×4コース)
使用区分		1時間につき	
専用使用	児童・生徒	90	620
	上記以外の者	190	1,240
一部使用(吹上浜公園 グラウンドゴルフ場1 コース)	児童・生徒	—	150
	上記以外の者	—	310
個人使用(1人につき)	児童・生徒	10	10
	上記以外の者	30	30

8 サッカー場

(単位：円)

運動施設名等		伊集院総合運動公園サッカー場		概要	
使用区分		1時間につき			
		使用料	照明料		
専用使用	使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	児童・生徒	290	1,670
			上記以外の者	580	
			その他の場合	1,450	
	使用者が入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	児童・生徒	460	
			上記以外の者	920	
			その他の場合	5,520	
部使用	全面	児童・生徒	290	午後6時以降の使用は、全面使用とみなす。	
		上記以外の者	580		
	半面	児童・生徒	140		
		上記以外の者	290		
	4分の1面	児童・生徒	70		
		上記以外の者	140		

日置市都市公園運動施設 使用料

9 多目的広場

(単位：円)

使用区分		運動施設名等		伊集院総合運動公園多目的広場		摘要
				1時間につき		
				使用料	照明料	
専用使用	使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	児童・生徒		220	1,010
			上記以外の者		450	
	その他の場合			1,120		
	その他の場合			4,500		
一部使用	全面		児童・生徒		220	午後6時以降の使用は、全面使用とみなす。 投てきに使用する場合に限る。
			上記以外の者		450	
	半面		児童・生徒		110	
			上記以外の者		220	
個人使用(1人につき)			児童・生徒	1回につき	20	
			上記以外の者	1回につき	50	

10 ソフトボール場

(単位：円)

使用区分		運動施設名等		妙円寺中央公園ソフトボール場	
				1時間につき	
アマチュアスポーツに使用する場合		児童・生徒			50
		上記以外の者			110
その他の場合					220

11 ゲートボール場

(単位：円)

使用区分		運動施設名等		吹上浜公園ゲートボール場	
				1時間につき	
1面		妙円寺中央公園ゲートボール場		70	70

12 弓道場

(単位：円)

使用区分		運動施設名等		吹上浜公園弓道場	
				1時間につき	
専用使用		児童・生徒			130
		上記以外の者			190
一部使用		児童・生徒	1人につき		20
		上記以外の者	1人につき		30

13 相撲場

(単位：円)

使用区分		運動施設名等		吹上浜公園相撲場	
				1時間につき	
児童・生徒					90
上記以外の者					190
照明施設					50

日置市都市公園運動施設 使用料

備考

- 1 小学生未満の未就学児の使用料（ロッカー使用料を除く。）は、無料とする。
- 2 専用使用とは、施設等を大会、講習会、試合等で独占使用することをいう。ただし、附属設備及びトレーニング室を除く。
- 3 一部使用とは、専用使用以外の使用をいう。
- 4 児童・生徒とは、小学生、中学生若しくは高校生又はこれらに準ずる者をいう。
- 5 使用者が入場料を徴収する場合において、これに準ずる場合とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 会費を徴収して入場させる場合
 - (2) 会員制度により会員を招待して入場させる場合
 - (3) 商品等の売上高により招待券（名目のいかにかわらず、これに類するものを含む。）を発行して入場させる場合
 - (4) 入場整理料等の名目で料金を徴収する場合
- 6 使用時間に1時間未満の端数がある場合において、当該端数が、30分以下であるときはこれを30分とし、30分を超え1時間未満であるときはこれを1時間とする。この場合において、当該使用時間の端数を30分としたときの使用料の額は、この表及び備考1から備考5までにより算定した額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 7 使用時間の延長は、30分単位でできるものとし、使用料は、備考6の例により算定するものとする。
- 8 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 9 使用者が入場料を徴収する場合の項がない運動施設において、使用者が入場料を徴収する場合の使用料の額は、当該運動施設の使用区分ごとにそれぞれ使用料に100分の200を乗じて得た額とする。
- 10 **使用者が日置市に住所を有する者でない場合の使用料（プールの使用料を除く。）の額は、この表及び備考1から9までにより算定した額に100分の200を乗じて得た額とする。**
- 11 使用者が入場料を徴収する場合は、この表及び備考1から10までにより算定した額に、入場料総収入に100分の10を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算して徴収する。
- 12 既設の電気設備以外の電気設備を使用する場合は、この表及び備考1から11までにより算定した額に、電気料金に相当する額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算して徴収する。